

# 熊取町議会委員会会議録

## 議員全員協議会

令和5年2月16日開催

令和5年3月16日開催

熊取町議会

# 目 次

## 〔議員全員協議会（2月16日）〕

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の活用について .....	2
熊取町第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」（素案）について .....	3
熊取町第3次男女共同参画プランの策定について .....	8
損害賠償責任免責条例の制定について .....	11
さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への参加について .....	12
熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画の策定について .....	15
保育料第2子無償化について .....	22
今後の雨水整備について .....	24
公民館・町民会館整備について .....	26
その他報告 .....	28
1. 令和5年度国保「市町村標準保険料率」等について .....	28

## 〔議員全員協議会（3月16日）〕

令和5年度税制改正（案）について .....	31
その他報告 .....	33
1. 熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事について .....	33
2. 熊取町立老人福祉センター改修工事について .....	33
3. 新型コロナワクチン接種について .....	34

## 議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和5年2月16日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田 中 豊 一	2	番	大 林 隆 昭
	3	番	浦 川 佳 浩	4	番	坂 上 昌 史
	5	番	文 野 慎 治	6	番	鱧 谷 陽 子
	7	番	田 中 圭 介	8	番	河 合 弘 樹
	9	番	矢 野 正 憲	10	番	渡 辺 豊 子
	11	番	二 見 裕 子	13	番	江 川 慶 子
	14	番	坂 上 巳生男			

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	教 育 長	岸 野 行 男	総 合 政 策 部 長	東 野 秀 毅
	総 合 政 策 部 統 括 理 事	明 松 大 介	総 合 政 策 部 理 事	野 津 惠
	総 務 部 長	藤 原 伸 彦	住 民 部 長	巖 根 晃 哉
	住 民 部 理 事	山 本 浩 義	健 康 福 祉 部 長	山 本 雅 隆
	健 康 福 祉 部 理 事	松 浪 敬 一	都 市 整 備 部 長	田 中 耕 二
	都 市 整 備 部 理 事	濱 田 隆 之	都 市 整 備 部 理 事	永 橋 広 幸
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 谷 ゆかり	教 育 次 長	阪 上 敦 司
	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原 田 哲 哉	企 画 経 営 課 長	近 藤 政 則
	財 政 課 長	竹 田 陽 介	総 務 課 長	井 口 雅 和
	人 事 課 長	橘 和 彦	人 権 ・ 女 性 活 躍 推 進 課 長	野 原 孝 美
	環 境 課 長	島 尾 学	保 育 課 長	藤 本 明
	保 險 年 金 課 長	阪 上 正 順	ま ち づ く り 計 画 課 長	馬 場 高 章
	下 水 道 河 川 課 長	朝 倉 優	下 水 道 河 川 課	庭 瀬 義 浩
	生 涯 学 習 推 進 課 長	立 石 則 也	河 川 農 水 室 長	
事 務 局	議 会 事 務 局 長	林 利 秀	生 涯 学 習 推 進 課 参 事 書	大 屋 真 志
				道 端 秀 明

案 件

- 1) 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の活用について
- 2) 熊取町第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」（素案）について
- 3) 熊取町第3次男女共同参画プランの策定について
- 4) 損害賠償責任免責条例の制定について
- 5) さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への参加について
- 6) 熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画の策定について
- 7) 保育料第2子無償化について
- 8) 今後の雨水整備について
- 9) 公民館・町民会館整備について
- 10) その他報告

議長（二見裕子君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名であります。なお、鯉谷議員から遅刻の届出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議会全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（二見裕子君）本日の案件は、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の活用についてほか8件、そのほか報告が1件であります。

発言をされる方は挙手の上、着座で発言していただきますようお願いいたします。

また、案件の終わられた方は、会議の途中で退出いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の活用についての件を説明願います。近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）それでは、私から説明させていただきます。

まず、1、企業版ふるさと納税の概要でございますが、改めて平成28年度に創設された企業版ふるさと納税は、地方公共団体の地方創生につながる事業に対して企業が寄附を行った場合に、税額控除が行われる仕組みでございます。

第2段落です。さらに、下の図のとおりでございますが、令和2年度税制改正により拡充されております。最大で寄附額の9割が軽減され、実質的な企業の負担が1割まで圧縮されております。なお、實際上、9割軽減される企業は少ないという状況でございます。下の図をご覧ください。寄附金額の控除の最大額が9割であることがご理解いただけると思います。

なお、制度活用の条件といたしまして、米印の1でございますが、寄附企業が個人版のふるさと納税のように経済的な利益を受けることはできません。加えて、米印の2、本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象外となっております。

次に、2、寄附を募集する事業でございますが、正式名称が地方創生応援税制となっていることからご理解いただけるように、熊取町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき策定・認定を受けました地域再生計画、こちらに位置づけられた事業に対して寄附を募集することができます。

具体的には、1、魅力ある選ばれるまちづくり、2、子育て世代の希望を実現するまちづくり、3、活力あふれるまちづくりという本町の地方創生の基本目標の実現、これに関連した事業を対象に寄附を募集することができますので、令和5年度当初予算に計上する予定の新規拡充事業の中から対象事業を選定してまいりたいと考えております。

次ページをご覧ください。

続いて、3、寄附獲得のための新たな取組でございます。

1つ目が、企業版ふるさと納税に係るコンサルティング業務委託を検討しております。

1、業務概要でございますが、これまでなかなか注力できていなかった点としまして、寄附を募るための魅力的な寄附活用事業の立案や作成支援を考えております。これに加えまして、特に企業への営業活動に関する業務を委託する予定でございます。

委託料につきましては、いわゆる成功報酬型で、寄附金額の10%を支払うことになっております。なお、年間の寄附額が100万円に満たなかった場合は、最低報酬として10万円を支払うことになっております。

次に、2、企業版ふるさと納税に係るポータルサイトの導入でございます。

サービス概要につきましては、寄附募集ページの作成支援により、寄附活用事業をより魅力的に

PRするもの、この内容と、もう一つは、クレジットカード決済により企業側、自治体側の寄附業務の効率化を図る、この2つの内容でございます。

サービス費用につきましては、記載のとおり、合わせて寄附金額の10%を手数料として支払うものでございます。

最後に、4、(仮称)熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定でございます。

単年度の事業のみならず、複数年度にわたる事業の財源としてもこの企業版ふるさと納税を活用できるように、また、所管省庁である内閣府の指示により、個人版ふるさと納税と区分して寄附金を管理する必要がございます。このため、基金条例を令和5年3月定例会に上程する予定でございます。

私からは以上です。

議長(二見裕子君)ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)の活用についての件を終了いたします。

---

議長(二見裕子君)次に、案件2、熊取町第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」(素案)についての件を説明願います。竹田財政課長。

財政課長(竹田陽介君)それでは続きまして、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」(素案)について説明をさせていただきます。

このアクションプログラムにつきましては、12月の会期前、議員全員協議会におきまして骨子としてお示しさせていただきましたが、今回は5年間のスケジュールや取組内容をブラッシュアップさせた形でまとめたものでございます。

それでは早速ですが、1ページをご覧ください。

1番、「アクションプログラム」の意義・性格から始まるものになりますが、前回の説明の繰り返しになりますので、再確認いただきたいポイントだけ説明をさせていただきます。

それでは、3番のプラン改革の目標等における数値目標及び目標効果額をご覧ください。

今回の数値目標につきましては、令和9年度末における財政調整基金の残高10億円を確保すること、これを目標としておりまして、そのために5年間で7億2,400万円以上の効果額を生み出すことというふうな設定をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

4番、数値目標達成に向けた主要な改革項目としまして、①番の業務改革、②番、財政改革、③番、組織改革、3つの柱としまして改革項目に取り組むこととしております。

まず、業務改革であれば、住民ニーズやライフスタイルの変化に対応しながら、最適な行政サービスを効率的に提供できるよう、事務の合理化、業務の見直し、スマートシティ化などを推進するものでございます。

2つ目の財政改革であれば、自主財源の安定な確保を図るとともに、後ろ2行のところ、事業の選択と集中を基本とした経営感覚を持った張り詰めの利いた財政運営に努めます。

3つ目、組織改革であれば、最後の2行です。働き方(働きがい)改革を推進し、労働の質と職員の生産性向上に努めるとしてございます。

3ページをご覧ください。

6番、「アクションプログラム」の推進による適切な進行管理のところでございます。3行目の右側、「さらに」以降のところをご覧くださいまして、今後、社会経済情勢や地方財政制度の変化を加味し、取組の効果が不十分と判断される場合は、必要に応じて新たな取組も追加することなど

により、実効性の確保に努めますとまとめてございまして、今後も必要に応じた見直しを行ってまいりますというふうに考えてございます。

4ページをご覧ください。

4ページは、各改革項目の目標効果額の集計表となっております。一番下の合計額をご覧くださいますと、合計で10億7,300万3,000円というふうになってございます。

5ページをお願いいたします。

5ページ、「アクションプログラム」改革項目一覧でございまして、前回お示した骨子の項目に右側の部分を追加した内容となっております。まず、実施年度スケジュールとして、5年間のスケジュール、そして、各年度の効果額をお示ししております、その右側、目標効果額のところに5年間の合計額をお示しております。その一番右のところでSDGs 17の目標、ゴールをお示した形となっております。

それでは続いて、それぞれの各項目でございしますが、こちら骨子の時点から大きくは変わっておりませんので、一つ一つ個別の説明は省略させていただきます。

まず、1つ目、スマートシティ化の推進でございまして、ナンバーの1番、電子申請システムの導入、2番のところのがん検診等Web予約システムの導入、これ前回の骨子から追加した項目になっております。

そのほか、子育て支援アプリの活用、町立保育所のICT化の推進などでございます。

なお、効果額のところをご覧くださいますと、今、括弧書きのマイナス表示となっておりますが、これらにつきましては、今後一定の財政支出が発生するというのを予定しております、その一方で、住民の利便性向上であったり、事務の効率化の向上につながるものというふうに整理してございます。

それでは、6ページをご覧ください。

6ページでは下の段のところ、生産性の向上を目指すものになっておりまして、ナンバー8番の財政事務の効率化、あるいは9番、議事録作成支援システムの導入などでございます。

7ページをご覧ください。

こちら、生産性向上の項目が続いておりますが、すみません、ここで改めて表の見方、ご説明させていただきます。まず、11番のペーパーレスの推進であれば、実施年度スケジュールのところに「実施」というふうにご覧いただけます。その下、人事評価システム導入のところは「検討」としてございます。この使い分けですが、実施に関しては、一定方向性であったり取組内容の定まったもの、検討につきましては、それに対する費用対効果など、今後そのあたりも含めてその内容について検討していくものというふうにして整理してございます。

8ページをご覧ください。

8ページ、19番まで生産性の向上が続いておりまして、その一番下の20番、公民連携の推進、今回の第4次プランからの新しい取組となっております。

9ページをご覧ください。

9ページのところで、特に一番下のところですが、24番、立地適正化計画に基づく都市再生整備計画を基軸とした公共施設の最適化としまして、計画的な公共施設整備等における財源確保を図るとございまして、国庫を活用するというふうにご覧いただけます、その結果、目標効果額のところ、米印で「投資的事業の抑制」で計上するというふうにしてございます。

10ページをご覧ください。

10ページは、2つ目のところからは、公共施設等の維持管理経費の削減の各項目になりまして、ナンバー26、防犯カメラの更新方法の変更や、その下、電気使用量の削減などでございます。

続いて、11ページは省略いたしまして、12ページをご覧ください。

12ページ以降は、住民サービスの向上の項目でございまして、新たな行政需要や住民サービスの向上に資する施策の推進としまして、ナンバー34の戦略的な情報発信などでございます。

13ページをご覧ください。

13ページの下段からは、10番の町単独事業の見直しになります。ナンバー41、総合防災訓練の手法の検討、あるいはナンバー42、地域映画会の実施方法の見直しといった各項目でございます。

14ページをお願いします。

14ページにつきましても、単独事業の見直しの項目が続いております、その一番下のナンバー48番、選択と集中による予算編成、投資的事業の抑制の項目でございますが、取組内容としまして、投資的事業について、事業の選択と集中により、めり張りの利いた予算編成を行うとしておりまして、各年度1億円の効果額で、合計5億円を効果額として確保したいというふうを考えてございます。

15ページをご覧ください。

15ページ、ナンバー49番で、保育所の民営化など今後の保育所運営の在り方の検討、その下、業務の見直しによる会計年度任用職員の適正配置などでございます。

16ページをご覧ください。

16ページは、国民健康保険、その下、介護保険と各特別会計の項目でございます。

そこから、次、ナンバー55番の議員定数と報酬額の検討から、次のページ、17ページをご覧ください。ナンバー59、議会力の向上、ここまで議会における改革項目となっております。

それでは、18ページをご覧ください。

18ページは、2つ目で新たな財源確保の検討というところで、先ほど企業版ふるさと納税の推進、これを掲げてございます。

その下、ナンバー63番、町税の徴収率向上のところで、各年度平均約3,000万円で、5年間で1億5,534万7,000円の効果額を計上してございます。

19ページをご覧ください。

19ページ、下の段では、25番の公有財産の処分・活用として、各公有財産についての項目が続いております。

1つ飛ばしまして、21ページをご覧ください。

21ページの一番上、ナンバー74、ふるさと納税の推進、各年度5,000万円、5年間で2億5,000万円の効果額を計上してございます。その一番下の77番、下水道使用料の見直しでございます。こちらは令和6年度以降、各年度4,700万円の合計で1億8,800万円、効果額を計上してございます。

22ページをお願いいたします。

22ページ、2段目から下の以降につきましては、組織改革の項目になっておりまして、31の人件費の抑制以降になります。

次の23ページ、そして、最後、24ページをご覧ください。

最後の87番の働きがいと働きやすの実現までが、組織改革の項目になっております。今回、働き方（働きがい）改革の視点も盛り込んだ内容になっておりまして、労働の質、そして生産性の向上を図るものとなっております。

結果、表の一番下、合計のところをご覧くださいますと、毎年約2億円、5年間で約10億円の効果額を計上した形となっております。

25ページをご覧ください。

25ページ、こちら、12月議会の行革プランの際にお示した取組前の収支推計でございます。ご覧いただきたいところが、R9、令和9年度の下から5行目のところですが、財政調整基金残高、推計としては、残高、9年度末で2億7,600万円となっていたものでございます。

26ページをご覧ください。

これに対して今回、行革プラン、今回の行革の取組によりまして、取組後の収支推計として、同じR9、令和9年度の財政調整基金残高、下の黄色の網かけの部分でございます。こちら、取組収支前2億7,600万円から今回取組後10億2,500万円、これ、10億円を確保することで将来的にも持続

可能な財政運営を実現していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございますが、1点、今後のスケジュールといたしまして、この素案につきましては、行革の審議会にて、また委員のご意見を頂戴しまして、その後パブリックコメントを実施する予定としております。

説明、駆け足になって申し訳ございませんが、私からは以上でございます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）すみません、1点だけ。13ページの41番、総合防災訓練の手法の検討というところなんですけれども、検討のところは、ほかの項目を全部見たときに効果額というのが入っていなかったかと思うんですが、この分だけ検討なのに効果額が入っているんですが、その辺のところのご説明をお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）他の項目につきましては、ある意味広く検討していくという意味で効果額までつながっていない部分があるんですけれども、この点につきましては、はっきりとこれまで、議員もご存じのとおり、いわゆる町民グラウンドのほうで展示型の総合防災訓練やっていたと。それには会場の設営であったり、電気の工事なんかの一定の経費が、ここで表でお示ししているとおりの200万円程度かかっていたものを、今後は、前回、昨年実施しましたように、住民参加型の総合防災訓練に発展させていくような形で考えたときには、そういった業者への委託等の経費がもう必要ございませんので、これについては今後この方式を考えていないということで、はっきりとその経費が浮いてくるということで、今回、効果額を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、この5年間でこれだけトータルとしては効果額があるよということですね。今までかかっていた分をまとめて、単年度ではなくてということですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）単純に、昨年、令和4年度に実施したので、通常5年程度で総合防災訓練、これまでは行っておりました、次回になると、令和9年度に二百数十万円程度の経費、予定していたものが、それが今後はもうその分はかけなくて、総合防災訓練の実施時期についても5年を空けずしてやろうというような考えもございますので、その1回分をまずは効果額として上げているものでございます。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません。開催時期の関係については、一定展示型のときには5年周期でやっていたのをまずちょっと変えている部分もありますので、考え方は、あと検討している部分もありますので、この年度に入る効果額についてはちょっとまた調整させていただいて、また審議会、パブリックコメント等につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）14ページ、46番、就学援助制度の見直しについて、この見直しの狙いといいますか、その理由について説明願えますか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）就学援助ですけれども、昨今いろいろと学校のほうが、例えばGIGA端末が入ったりとかして、家庭に持ち帰ってネットワークにつないで家庭で学習していただくというふうな部分であったり、新たな助成メニューというものの検討が必要になってきているなどというところがまず1点ございます。

それとは別に、前回の第3次行革等でも検討しました、要は就学援助の基準をどういうふうを持



っていくか、この辺については府内の市町村等の状況、均衡とかも含めて見直しをさせていただきたいなというふうに思っています。どこまでの基準で援助していくかというところについては、やっぱり生活保護の基準であったり、いろんなほかの制度との兼ね合い、あるいは他市の市町との兼ね合い、その辺も含めた見直しと中身の充実、いろんな学校での子どもたちに係る費用というのがだんだんと変わっている部分もありますので、その辺も踏まえた見直しというのを考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）すみません。6 番の社会教育施設の利用予約システム、これ、5 年間で「検討」と書いているんですけども、例えば公民館・町民会館のオープンだとか、それから、この中の項目でも、たしか煉瓦館と中家住宅の指定管理という狙いが、2 年間でやるんだよというのがあったんですけども、そういうのに併せてやるべきじゃないのかなと。後ろを決めて実施というのをやるべきじゃないのかなと思うんですけども、確かに今はネットで見れば、どの部屋が空いているというのは分かるんですけども、これだとあれでしょう、登録されていたら予約ができて、入金できるような、今までスポーツ施設ではやっているんですかね、ひまわりドームのほうでは。ああいような感じで狙っているとは思うんですけども、そのあたりいかがですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）おっしゃるとおり、スポーツ関係については、大阪府のスポーツのシステムを使って、OPAS システムということで利用料の徴収まで現在できているというところでございます。そのほかの社会教育施設については、当然キャッシュレス化というのが生涯学習だけで進むのか、全体の住民系のシステムの中で、いろんなほかの部分も含めてキャッシュレス化というのを総合的に考えていくという中でキャッシュレス化ということも含めての検討ということにさせていただいています。

確かに、議員おっしゃるように、施設のオープン、今回、使用料改定も予定していますので、そのタイミングでというのも一つの考え方とは思いますが、やっぱりかなりシステム的にも改修費用のほうもかかってくるかなというところもございまして、その辺は情報関係の部局とかと相談しながら、全体としてどのタイミングで取り組めるのか、そこも含めた検討をさせていただきたいなと。ある程度期限を切ってというのは、こちらのほうとしても考えてはおるんですけども、その辺、ほかの使用料関係も含めて、キャッシュレス化という部分で検討させていただきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）私、この項目ではっきり社会教育施設の利用予約システムというのと、担当部局についても出ていますので、もう方針が出ているのかなと思って質問したんですけど、まだそういう段階なんですか。ほかのといつて、どういうところがあるんですか、お金もらってやっているような施設というの。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今、僕が言った話については、そのほかの使用料関係、当然、生涯学習関係施設というのは、一定スポーツ以外については今のところキャッシュレス化はできていませんけれども、当然システム全体を触るとなると、ほかの教育委員会所管外の部分の使用料とかも含めて一体的にできないかなという部分については、全庁的に検討させていただきたいなというふうなことで答弁させていただいたものです。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）何回も聞きませんが、当然公民館・町民会館が新たにリニューアルオープンすると。当然新しい条例、要するに要ったイニシャルコストによって使用料とかも決まってくるわ

けですけれども、これは一定のルールがあるんで。そのときには、いろいろほかの施設との関連でやっぱり見直しも当然出てくるだろうということで、そういうものと一緒にやるのがいいんじゃないんですか。例えば1年後であるとか、煉瓦館、中家住宅の指定管理の件もあるから、その手続きも結構かかると思うんで、その次の年であるとか、目標年次をちゃんとやっぱりやらないと行革という意味がなくなるんじゃないですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）もちろん整備に合わせてという部分での検討はさせていただきますけれども、公民館、要は生涯学習施設だけの部分を単独で費用をかけるのか、全体的な部分をまとめて費用をかけるのか、その辺は担当の部局ともきちっと調整した上で、二重投資にならないようにということも含めて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ちょうど5ページの1番、ここで電子申請システムということで、次年度、新しい申請のプラットフォームとなるような、そういうものを導入することを進めていくような予算も上がっております。先ほど教育次長のほうからもありましたけれども、基本的にオンラインでそういう形の手続きを進めていくという方針は町全体で当然持っている中で、個別のシステムでそれをケアできるものであれば、それはそれで一つやり方あると思うんですけれども、全体の中でやはり効果的な予算の執行というところで、そのシステム化ができるのであれば、その中で進めていきたいという個々の原課のヒアリング等も、こちらの情報政策課でやらせていただいておりますので、全体の中でその効果とか最適なタイミングというものを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、熊取町第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」（素案）についての件を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、案件3、熊取町第3次男女共同参画プランの策定についての件を説明願います。野原人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（野原孝美君）それでは、熊取町第3次男女共同参画プランの策定につきまして、ご説明させていただきます。

本プランにつきましては、現行プランの第2次男女共同参画プランの計画期間が、本年3月末をもちまして満了となることから、策定を行うものでございます。本日は資料といたしまして、熊取町第3次男女共同参画プラン本編と概要版をご用意させていただいておりますが、主に概要版にてご説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

本プランにつきましては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、今後10年間の熊取町における取組を計画的に推進するため策定するものでございます。

計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、社会情勢の変化等を踏まえまして、必要に応じ見直しをすることとしております。

次に、本計画の位置づけでございますが、本計画につきましては、男女共同参画社会基本法に基づき策定を行うものでございます。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく熊取町女性活躍推進計画と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく熊取町DV防止基本計画を包含して策定を行っております。

また、プランの策定に当たりましては、熊取町第4次総合計画をはじめとします本町の男女共同参画に関わる各種計画との整合を図りながら、国の第5次基本計画や大阪府のおおさか男女共同参画プランなどの内容を勘案するとともに、各種統計データや令和3年11月に実施いたしました住民アンケート調査結果による現状を踏まえ、策定をしております。これらの詳細につきましては、本編の第1章及び第2章に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、2ページをご覧ください。

こちらには本編の第3章、計画の基本的な考え方と、第4章、施策の内容の概要を記載しております。

まず、本計画の基本理念でございます。左端の欄となります。基本理念につきましては、現計画同様、熊取町男女共同参画推進条例に掲げております5つの基本理念を本計画における基本理念としております。

次に、男女共同参画における町の目指す姿でございます。概要版上段に記載のとおり、「互いに認めあい、ともに支えあい、誰もが自分らしく輝けるまち」としております。

次に、本計画の基本的方向でございます。現行プランの基本的方向につきましては、男女があらゆる分野で協力するための意識づくりなど、3つに分類しておりますが、新プランでは、人生100年時代に向け、若い方から高齢の方まで全ての人に活躍の場があり、そして、安心して暮らすことのできる社会づくりのための取組を進めていくことが必要であること。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、特に女性への深刻な影響が顕著化したところでもありますから、基本的方向の5として、新たに誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくりを加えるなどし、5つに分類しております。

次に、基本的方向に対します各施策の方向と具体的な施策につきまして、ご説明させていただきます。

なお、SDGsの5番目のゴールとしまして、ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性のエンパワーメントを行うが掲げられており、また、持続可能な開発のための2030アジェンダ全体の実施におきましても、ジェンダー視点の主流化が不可欠となっていることから、本プランの施策の推進に当たりましてもSDGsを意識した取組を行う必要があるため、施策の方向ごとにSDGsの17目標のうち、主に関連する目標を3つずつ明記しております。

なお、本日は時間の都合上、概要版にて記載しております具体的な施策までのご説明とさせていただきますので、各担当部署で実施します施策の内容につきましては、恐れ入りますが、後ほどご確認をお願いいたします。

まず、基本的方向1、人権尊重と男女共同参画への意識づくりの施策の方向1、男女共同参画への理解促進につきましては、男女共同参画促進のための情報提供や学習機会の提供、男女共同参画の視点に立った情報分析力の育成と向上などを図ってまいります。次に、施策の方向2、教育・保育の場における男女共同参画の推進につきましては、男女平等の視点に立った教育や保育の推進、保護者への意識啓発に取り組んでまいります。次に、施策の方向3、多様な性のあり方への理解促進につきましては、多様な性のあり方への理解促進や町職員、教職員への研修の充実を図ってまいります。

次に、基本的方向2、あらゆる分野における男女共同参画の推進の施策の方向1、政策や方針決定過程への女性参画の推進につきましては、町審議会等委員への女性の積極的な登用や町職員、教職員等の女性管理職の登用の促進などに取り組んでまいります。次に、施策の方向2、防災分野・環境問題における男女共同参画につきましては、防災分野及び環境問題における男女共同参画の推進に努めてまいります。施策の方向3、地域社会における男女共同参画につきましては、地域活動において男女が共に参画を推進するための意識づくりを図ってまいります。

次に、基本的方向3、家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進でございます。こちらは女性活躍推進計画に当たるものとなっておりますが、施策の方向1、就労の場にお

ける男女共同参画の推進につきましては、雇用の機会均等と待遇の確保の推進、多様な働き方に対応できる仕組みづくりの推進などに努めてまいります。次に、施策の方向2、仕事と生活の調和の理解促進につきましては、ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進等に努めてまいります。施策の方向3、仕事と子育て・介護の両立のための支援につきましては、急速な高齢化に伴い、今後、特に介護をする家族の負担も大きくなることが想定されることから、引き続き仕事と子育て・介護の両立のための支援などに努めてまいります。

次に、基本的方向4、あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進、こちらは熊取町DV防止基本計画となるものでございます。施策の方向1、あらゆる暴力と人権侵害を許さない環境の整備と啓発につきましては、暴力と人権侵害を許さない意識づくり、暴力の実態について理解を深めるための啓発などに取り組んでまいります。次に、施策の方向2、子ども、若者への予防啓発の推進につきましては、若年層へのデートDV防止のための教育と啓発、暴力を防止するための教育の推進などに努めてまいります。また、施策の方向3、DV被害者支援の相談支援体制の充実としましては、DV相談窓口の周知や緊急かつ安全な保護の実施と切れ目のない被害者支援などに取り組んでまいります。

基本的方向5、誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくりの施策の方向1、生涯にわたる心と身体の健康づくりとしましては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発及び学習機会の提供やライフステージに応じた健康づくりへの支援などに努めてまいります。次に、施策の方向2、一人ひとりが自分らしく暮らせるための仕組みづくりとしましては、ひとり親家庭・高齢者・障がい者（児）・外国人が暮らしやすい環境づくりへの支援や複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援に努めてまいります。施策の方向3、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進としましては、犯罪防止のための地域環境の整備など、誰もが安心して暮らせるための環境整備に努めてまいります。

次に、3ページ、裏面をご覧ください。

目標値でございます。こちらは本計画に基づく取組の内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画期間である10年間で達成すべき目標を基本的方向ごとに2つずつ設定しております。各目標値は記載のとおりとなっております、これらの数値目標を計画の進捗管理に生かしながら施策の推進を図ってまいります。

次に、計画の推進についてでございます。本編では第5章となります。計画の推進に当たりましては、庁内の部署の連携を密にし、全庁的に取組を行ってまいります。また、計画の推進のためには、町だけではなく、住民の皆様はじめ様々な方々と一体となった取組を進めていく必要があると考えております。男女共同参画担当部署だけではなく、庁内の関係部局におきましても、あらゆる機会を捉え、住民の皆様や関係機関の方々と連携を図りながら施策の推進を図ってまいります。また、計画の効率的、効果的な推進のため、引き続き国や大阪府、また近隣自治体との連携につきましても図ってまいります。

なお、これらの取組成果、実績につきましては、年度ごとに、当課におきまして取りまとめを行い、男女共同参画推進審議会においてご審議をいただき、また、必要に応じて関係部署にフィードバックを行いながら、目標の達成に向け、各施策の推進を図ってまいります。

最後に、計画策定の経過、国、大阪府、本町のこれまでの取組などにつきましては、本編の参考資料に掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、熊取町第3次男女共同参画プランの策定についての説明を終わります。  
議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、案件3、熊取町第3次男女共同参画プランの策定についての件を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、案件4、損害賠償責任免責条例の制定についての件を説明願います。井口総務課長。

総務課長（井口雅和君）それでは、損害賠償責任免責条例の制定についてご説明させていただきます。

まず、制定の趣旨について説明をいたします。

地方自治法等の一部を改正する法律により、条例において、地方公共団体の長もしくは委員会の委員もしくは委員または地方公共団体の職員の該当する地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときについて、賠償責任額から、地方公共団体の長等の職責その他事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされたものでございます。

この地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となる町長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合にも、町長や職員等が、個人責任としては多額な責任を追及されることがあり、これによって、大きな心理的な負担を抱いて、職務の執行において萎縮が生じる可能性があることから、町長や職員等の本町への損害を賠償する責任を限定して、それ以上の額を免責する旨を定める条例を制定するものでございます。

先ほど申し上げました、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときでございますが、これにつきましては、普通公共団体の長等が違法な職務行為によって、当該普通公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すものであり、逆に言い換えますと、善意ではなく、また重大な過失があるときは改正後の条例による免責の対象とはならず、悪質な違法行為については、これまでどおりの責任追及の対象となるものでございます。

続いて、2番目でございます。

賠償責任を負う額についてでございます。免責額は、賠償の責任を負う額から条例で定める額を控除した残りの部分であります。損害賠償責任の限度額の範囲としては、町長や職員等の職責その他の事情を考慮して地方自治法施行令で定められました基準を参酌し、最低額以上で損害賠償責任の限度額を定めることとされてございます。

条例で定める額は、基準給与年額、給与の約1年分でございます。これに乗数、掛け率を掛けたものでございます。

次ページになります。こちらで、米印の2で表記しておりました給与、基準給与年額でございます。こちらについては、一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定された額でございます。

もう一つ、米印の3で注記してございます乗数でございますが、こちらは職責に応じて1倍から6倍で設定されているものでございます。

まとめたものが下の基準でございます。施行令第173条により規定されてございます。

続いて、3点目でございます。

条例案の概要でございます。地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、基準給与年額に町長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免責することとするものでございます。

こちら、施行日については令和5年4月1日。

なお、この条例の規定については、条例施行日以後の町長等の行為に基づく損害賠償責任について適用するものでございます。

4点目でございます。

こちら、条例制定の場合の手続でございます。こちら、第243条の2第2項に規定されてござい

ます地方公共団体の議会について、条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされ、当該意見の決定は、監査委員の合議により行われることとなっております。

なお、この条例施行後の対応についてのフロー図を次ページにお示ししてございます。ご参照のほうお願いいたします。

損害賠償責任免責条例の制定についての説明は以上でございます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、案件4、損害賠償責任免責条例の制定についての件を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、案件5、さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への参加についての件を説明願います。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への参加についてご説明いたします。

1、どうぶつ基金、さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）の概要でございます。

まず、さくらねこTNR活動についてですが、地域猫活動を実施する地域団体が飼い主のいない猫に対して捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す、その英語の頭文字を取りましてTNR活動。また、その印として、猫の耳先を桜の花びらのようにV字カットすることと併せて、さくらねこTNR活動と呼んでおります。

地域の理解や協力を得て、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育、管理することで繁殖を防止し、地域猫として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与するという活動であり、公益財団法人どうぶつ基金が不妊去勢手術費等費用を無料チケットの配布という形で負担しております。その際、熊取町においては、当該事業に賛同し参加することで、活動団体に対して配布する手術費用無料チケットの申請など、これをどうぶつ基金に対して行い、活動を団体に支援を行うものでございます。

2、当該事業参加への背景・経緯でございます。

平成30年度、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金創設、野良猫の繁殖を抑えて、住環境の保全を目的に実施いたしました。令和3年12月議会でございますけれども、どうぶつ基金（無料チケット行政枠）への参加についてご要望がございました。どうぶつ基金については、地域の理解が不可欠である地域猫に関する事業であると認識し、地域猫への理解を得るための方策の一つとして、他団体の状況も踏まえながら、前向きに検討してまいりたいとお答えしております。

3、事業の効果ですが、6つの効果を考えております。

①人と動物の共生を図るとともに、飼い主のいない猫への餌づけ等、不適切な取扱いにより生じたふん尿等の住環境被害や住民トラブルを防止することができます。②不妊手術により猫の繁殖の防止、ふん尿の臭いやさかりの鳴き声が軽減する。不妊手術をすることによって、猫がおとなしくなるというふう聞いております。③地域の理解と協力を得た上で実施する活動であるため、地域に地域猫活動への認知と理解が広がります。④地域に地域猫への認知と理解が広がりますと、TNR活動をする人たちにとって、地域に活動仲間が増えることとなります。⑤無責任な給餌活動を減らすことができ、適切な給餌や排せつ物の処理により清潔の保持が期待できます。⑥町の予算を伴わず、どうぶつ基金からチケットのみで事業を実施できます。

4番、事業実施方法でございます。

熊取町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱を制定し、それに基づいて実施いたします。

5番、要綱の概要でございます。これ、次ページにわたっております。

(1) 地域猫活動についてですが、要綱で定義しておりまして、地域住民が主体となって、もしくは地域住民が賛同して行う活動で、自ら定めたルールに基づき地域猫の不妊手術を施し、その地域において給餌、排せつ物等の処理及び周辺の清掃等の適正管理により徐々に被害を減らす活動であり、また、新たな飼い主を探すとともに、その飼い主には屋内飼養の徹底等、適正飼養の普及啓発に努める活動とするとしております。

(2) チケット交付対象ですが、地域猫活動を実施する団体で、次のいずれにも該当する団体とするとしております。①常に地域での地域猫活動の説明や地域住民への理解と協力を得る取組に努めるとともに、活動者の氏名、住所及び連絡先を開示するなど地域猫活動に起因する苦情等に適切に対応できる体制であること。②同一世帯員ではない地域住民2人以上、ただし、管理する地域猫が10頭以上の場合にあっては3人以上の活動者もしくは賛同者を含む団体を構成していること。ただし、住民がいない地域の場合は、その土地の所有等所の同意を得ていること。③地域猫活動を行う地域にいる地域猫の状況を把握していること。④団体自らのホームページ、SNS等電子媒体を有する場合は、チケットを受けて行うTNR活動情報を公開するものであることとしております。

(3) チケット利用の流れでございます。基金側の動きと併せてご紹介いたしますと、まず、①地域猫活動する団体を届け出ていただきます。②チケットの交付申請をしていただきまして、③町で審査をいたします。問題がなければ、町からどうぶつ基金のほうに申請いたしまして、審査を受けます。基金の審査を通りますと、町にチケットが交付され、町でも活動団体に対して、④の交付決定となります。⑤そして、チケット配付となります。⑥町は、活動団体からの活動報告を受けまして、それらを取りまとめて基金に対して報告をいたします。

資料中、これ(4)でございます。すみません、訂正をお願いいたします。免責につきましては、地域猫活動の実施及び飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた問題は、地域猫活動団体またはその構成員が誠実に対応し、処理することとしております。

6番、近隣状況参加状況でございます。

括弧の中は、独自の補助制度を持っているか持っていないかです。熊取町の場合は独自の今、補助制度を持っております。

ご覧のとおり、令和3年2月から阪南市から基金のほうへ参画しておるといような状況で、独自の補助制度のあるなしはありますけれども、近隣の自治体においても基金事業に賛同、参加しているような状況でございます。

7番、今後のスケジュールでございます。

令和5年4月1日をもちまして、要綱を施行してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

議長(二見裕子君)ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。田中豊一議員。

1番(田中豊一君)ボランティアの方から要望があつて、これが4月から実施されるということは非常にありがたいことで、よろしく申し上げます。

数点ちょっとお聞きしたいことがあるんで申し上げます。

まず、この申請ですね、もう既にそういう団体があるということ把握されていると思うんですけども、何団体ぐらいの申請があるか、想定はどうでしょうか。

議長(二見裕子君)島尾環境課長。

環境課長(島尾 学君)今回は地域猫ということを我々も前面に打ち出そうと考えており、そこの団体というところで、先ほど説明いたしましたとおり、そこの地域の方と団体を組んでいただくという考え方をしておりますので、その地域の方お二方と活動されている方、最低の団体としてはそういう形になるんですけども、現実的に活動されている方とその地域の方が団体を組んでいただくことですので、今のところ想定は、何か所ぐらいできるかというのはちょっとしていないといような状況でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）チケットの申請は、その団体から申請があつてからするんですけれども、ほかの市町村でも実績があつて、20枚とか30枚とかそういうふうな頭数の手術の無料チケットがどうぶつ基金から配られてくるということなんですけれども、その枚数については、初年度はどんな想定ですか。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）どうぶつ基金からは、行政枠で枚数の制限はないというふうに聞いておるんですけれども、これも基金側の状況がございますので、年度の終わりになりますと、あるいは審査を通らないとそのチケットを頂けないということが現実的にあるようでございます。

それと、我々、幾枚、今のところ予定しているかということなんですけれども、団体として申請いただいて、問題がなければ全てチケットを申請しようと思っておりますので、皆さんの申請に対して問題がなければ、全て基金のほうでチケットを頂くために申請するというふうに考えております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）うまく回ればいいと思うんですけれども、あと、もう一つ、現況、その周辺の市町村では、遠いところでは八尾市まで、そういうどうぶつ基金が絡んでいる動物病院がないということで、非常に遠距離まで行っているということを泉佐野市とか阪南市から聞いているんですけれども、これ、ある程度の数が来た場合、無料の手術をやってくれる動物病院、どこか想定されていますか、近くとか、熊取町内とか。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）熊取町で1事業者が、その協力病院ということで指定されております。ですので、そこを今のところ想定しておるんですけれども、岸和田市以南ですか、堺市以南やっただと思ふんですけれども、この近辺では協力病院がその1件だけというところがございます、一番近いところで、記憶で話しますと、堺市やっただと思ふんですけれども、八尾市とか、そういうところまで行っていただくことはあり得るかなと。

それと、協力病院の方も、受け付ける頭数がこの近隣から殺到しますと、当然全て受け入れられないというような状況も考えられますので、そこは受入れ病院の方の受入れの頭数、ここがやっぱりリミットになってくるのかなというふうに今は考えております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）実績を見て、そこら辺の交渉を近隣の動物病院で受けていただけるように、今後は対応していただかなくてはならないと思いますけれども、最初は近くでやってくれるところで処理できたら一番いいかなと思いますけれども、これ始めていただくということはボランティアの方も喜ぶと思いますので、そのあたり実際やられる人とうまく調整していただいて運用のほうをお願いします。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。大林議員。

2 番（大林隆昭君）チケットの交付対象なんですが、しっかりした団体をつくってもら、それで地域の方にも参加していただくというのは分かるんですが、活動者の氏名、住所及び連絡先を開示するなどというのは、これはどこまで、どの状態であるという。これは熊取町に対して開示しているということなのか、それとも熊取町の住民の方全員に開示しているという状態なのかというのはどちらか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）我々、今回は地域猫活動というもので考えております。できれば住民の方々にも公開して、地域猫運動をしておるというような実態をちょっと皆さんにお知りいただきたい。そういう方がいらっしゃるところで、そういう地域猫活動のことが皆さんに広がればいいか



などというふうに考えております。当然、その団体の方々にはいろいろ担っていただくということで、大変だろうとは思いますが、今回、我々は、前にもご説明しましたが、まず、環境の保全というところからこの補助制度を始めまして、ほっておくと被害がどんどん拡大してしまうと。その中でTNR活動を支援していこうという補助を始めております。

この補助を始めた後、今ようやく賛同される方、反対される方、両方いらっしゃるんですけども、賛同される方も出てきておると。猫の餌やるところ、私とこでいいよというふうなことを言うていただける方もちらほら出ているというような状況をお聞きしますので、そういうところをもう少し広げていきたいなど。やはり私は迷惑やという人が、いまだにやっぱり迷惑やおっしゃる方がいらっしゃいますので、そこのお話し合いをしていただくような状況を、少しでも我々も手助けしてできたらいいなというふうに考えているところでございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）動物のことなんで好き嫌いもありますし、いろんな状況あると思うんですが、ほかの市町村を見てもなかなかここまでのチケット交付要綱というのが見当たらないので、団体の名前を出すであるとか、団体の連絡がつく電話番号であるとか、メールのアドレスであるとかというのを公表しているところはあるんですけど、なかなか氏名と連絡先を常に開示しておけるというのはハードルが高いんじゃないかなと。これから始めるものの中で、その団体名を出すというのは当然やとしても、こんな活動していますというところで、私たちがしていますというのはなかなか一人の人が自分の電話番号を24時間さらしながら、そこまでの志を持ってやってほしいというのは分かるんですけども、ちょっとほかの近隣のチケット交付要綱を見ても、ここまで求めているところはないので、もう少し参加しやすい状態にさせていただけたらなというふうに思います。

議長（二見裕子君）どうですか、答弁ありますか。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）その辺は皆さんに公開するか、我々で止めておくか、そこはちょっと検討させていただきます。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）団体の活動をされる方の連絡先はもちろん町には報告していただく。ただ、熊取町から積極的に勝手に出すことでは間違いなくないです。ただ、地域活動をしていただくわけなので、地域の方にやっぱり困り事があった場合、相談事があった場合は、すぐに連絡先が分かるような状態、こういう形をつくらなければいけないかなというふうに思っていますので、そういった意味で、連携を地域で取っていただく、こういう形を取っていきたいなど、今のところはそういうふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件5、さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への参加についての件を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、案件6、熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画の策定についての件を説明願います。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）続きまして、熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画の策定について、資料を用いて説明させていただきます。

1、策定の趣旨でございます。

本町においては、2020年5月25日に気候非常事態宣言を表明し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を促進し、2050年カーボンニュートラルを目指すほか、森林などの豊かな自然環境を守り、二酸化炭素の抑制に取り組むことにより、良好な自然環境の実現を目指すこととしてお

ります。

このことから新たな目標を定め、その達成に向け、具体的な取組や施策を実行していくため、さらには国の交付金、補助金の活用の可能性を高めていくため、再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画、区域施策編の新規策定と事務事業編の第4期計画中間見直しを行うことといたしました。

2、再エネ導入戦略及び区域施策編でございます。

(1) 脱炭素住民会議構成員及び開催実績でございます。

構成員の方々は、町内住民として4名の方、町内事業者の方として6名の方、内部識者として副町長1名、外部識者として4名の方、合計15名の方々にご参加いただいております。

開催実績は、第1回を8月、再エネ導入戦略の概要、工程表、町民・事業所アンケート調査についてご審議いただきました。第2回は11月、再エネ導入戦略・区域施策編骨子をお示しし、地域特性、町民・事業者アンケート調査結果、温室効果ガス将来推計、再エネ利用可能量等についてご審議いただきました。第3回は12月、再エネ導入戦略・区域施策編素案をお示しし、取組施策の方向性とその内容及びロードマップ等をご審議いただきました。第4回、1月に実施いたしまして、再エネ導入戦略・区域施策編案を策定するため、削減目標、推進体制、進行管理についてご審議いただいております。

(2) 計画等の内容でございます。

計画案は別紙のとおりですので、後ほどお目通しいただくといたしまして、再エネ導入戦略でございます。

計画期間は2023年度（令和5年度）から2050年度（令和32年度）としており、これは2050年のカーボンニュートラルに向けた戦略としております。

再生可能エネルギー検討対象といたしまして、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小水力発電、地中熱利用、バイオマス熱利用を検討しております。

本町の再エネの利用可能量を推計いたしますと、表のとおりでございます。再エネ可能量を割合で見ますと、太陽光発電が85.9%と大部分を占めているというような推計結果になっております。表中、テラ・ジュールというふうな単位になっておりますけれども、ジュールというのはエネルギーの単位でございます。

次に、再エネ導入戦略方針について、上の再エネ利用可能量の推計から、①地域特性を踏まえた再エネの積極的な導入をすとしており、日射量、森林、廃棄物などの地域資源を生かした再エネを導入し、エネルギー自給率向上を図る。ポテンシャルが一番大きい太陽光発電設備を重点的かつ積極的に導入すとしております。

②太陽光以外の再エネの導入につきましては、中長期的ビジョンに立ったバイオマス、小水力発電などの再エネ導入の可能性を模索し、導入に向け努めるとしております。

③再エネ導入による環境意識の醸成につきましては、公共施設等へ先導的に再エネを導入することにより、町民・事業者への脱炭素化、創エネ・省エネ化に向けた取組への啓発、行動変容へとつながるよう努める。エネルギーの「見える化」によって、省エネ意識や環境問題に対する意識向上を図るとしております。

④災害に強い、安心・安全なまちづくりにつきましては、防災拠点、避難所となる公共施設に自立電源としての機能を備えた再エネの導入を図る。住民や事業者が災害時に自立運転できるよう情報提供や支援制度の創設検討等再エネ導入促進に努めるとしております。

次に、区域施策編でございます。

計画期間は、国の地域温暖化対策実行計画が30年度末としていることから、2023年度（令和5年度）から2030年度（令和12年度）といたしました。

将来の温室効果ガス排出量推計やエネルギー消費量（脱炭素シナリオ）、目標に向けた省エネの取組を行った場合の推計でございますが、2050年で2万480トンの二酸化炭素排出が残る結果とな

っております。一生懸命取り組んでも、これだけ二酸化炭素が出てしまうというところがございます。

状況分析と課題ですが、2019年度の温室効果ガス排出量の部門別割合は、家庭部門が一番多くて52.5%となっており、次いで運営部門が19.9%、業務その他部門が12.7%の順となっております。温室効果ガス排出量の多いところの削減対策を推進することが望ましいと考えております。

温室効果ガス排出量及び温室効果ガス削減目標、目標年度は2030年度でございます。再エネ導入による二酸化炭素削減量と森林吸収量、これを含めて試算いたしました。2013年度が基準で、2030年度、目標年度での温室効果ガス実質排出量は11万9,104トンとなり、温室効果ガス削減目標は、基準年度比59%の削減となるというような推計でございました。ちなみに2050年度まで見ていただきますと、基準年度比マイナス110%ですので、再エネが勝っているということで、使うエネルギーよりももっとエネルギーを生み出している、そのような状況を我々は描いていると、2050年度にはそのような世の中になるといいなというふうなことを考えているというところがございます。もう一度申し上げますが、2030年度の温室効果ガス削減目標は、基準年度比59%の削減といたしました。

再エネ導入目標ですが、以上の検討から再エネ導入目標、レジリエンスの向上や地域資源の有効活用の観点から太陽光発電設備を軸に積極的に再エネを導入していくとしております。

取組施策につきましては、①省エネ強化・エネルギーの効率化、これは省エネルギーの行動推進、ZEH、ZEB化の推進等を考えております。②再エネの利用、これは太陽光発電はじめバイオマス等の再エネ導入促進、PPAモデルの導入等を考えております。③脱炭素交通と自動車、エコドライブやカーシェアリングの推進、電動車の導入や充放電設備の設置等、こういうことを考えております。④廃棄物発生抑制等、これは熊取町エコプロジェクトの推進、ごみ減量化の取組をしていくと考えております。⑤吸収源の確保、これにつきましては森林、緑地の保全・整備の推進、これらを考えております。⑥教育・協働・連携というところで、環境教育を実施、支援制度の創設、消費者行動変容インセンティブ検討等、こういうことを考えております。

次に、推進方法でございます。町民、事業者をはじめ、国、大阪府、OZCaFなどの町内外ステークホルダーや専門知識を有するアドバイザー等による連携協働の下、取組項目ごとに意見交換及び合意形成を適宜実施しながら事業を推進してまいります。

進行管理でございますが、Plan、Doをして、進行管理について広く情報共有ツールを立ち上げて、各目標の達成状況や施策の取組状況について毎年において発信していくとともに、広くご意見を聴取し、取組の改善へ向けた点検・評価(Check)を行いまして、さらには適宜必要に応じて、外部識者による助言や提言を受けるなどして、取組内容にフィードバックを行ってまいります。

3番、事務事業編でございます。

熊取町の事務及び事業に関する計画でございます。

(1) 作業部会及び委員会の開催実績ですが、通常会議とは別に臨時会というのを開催しております。作業部会は課長級職員、委員会は部長級職員で構成しております。第1回臨時会は10月、計画期間、中間見直しの背景等をご審議いただいております。第2回臨時会は令和5年1月、これ書面開催をいたしました。実行計画の事務事業編の素案、中間見直しにおける取組方針等に対する意見等、それから各課に意見を聴取したんですけれども、そういう調査結果、そういうことをお示しながらご意見をいただいております。

(2) 計画の内容でございます。

計画期間は、当初2019年(平成31年度)から2030年(令和12年度)で策定しまして、2024年(令和6年度)、中間見直しの予定でございました。しかしながら、区域施策編、これの策定に合わせて2022年(令和4年度)に中間見直しと、ちょっと前倒しをしまして、中間見直しの計画期間を2023年(令和5年度)から2030年(令和12年度)といたしております。

温室効果ガス排出量及び温室効果ガス削減目標、2030年度が目標年度でございますけれども、目標を計算いたしました。温室効果ガス排出量及び温室効果ガス削減目標2030年度、これは温室効果ガス排出量を試算いたしますと1,165トンとなりましたので、温室効果ガス削減目標を基準年度比64%以上というような推計が出ております。ですので、一生懸命頑張るとこれぐらい、64%ぐらいの削減が見込めるというところで目標といたしました。

取組内容でございます。①施設、設備の省エネルギー・省二酸化炭素対策に対する取組として、設備の導入・更新に関する取組では、消費効率の高い設備への更新を考えております。既存の公共施設における取組では、可能性のある施設はポテンシャル調査を実施の上、ZEB化を検討していくということとしております。施設の新築・改修に関する取組では、ZEB化を導入、新築時はZEB Oriented相当、こういうことを考えております。

目標期間、短期目標ですけれども、2030年度までは立地適正化計画に基づく都市再生整備計画等により、既に改修計画が位置づけられている施設や避難所指定施設となっている小・中学校のうち、エネルギーを多く使用するような施設につきましては、補助金や交付金の活用を検討した上で実施するということにしており、対象施設としては、ひまわりドーム、煉瓦館、図書館、役場庁舎、実施可能な小・中学校等というふうに考えております。

目標期間、中長期目標として2050年度までということになりますと、避難所指定施設となっている未実施の小・中学校及びその他の公共施設について、施設管理者と調整、協議を図りながら、避難所指定施設となっている未実施の小学校、中学校、保育所などを対象に推進していこうというふうに考えております。

②再生可能エネルギーの活用と導入拡大というところで、今ご説明した短期目標、中長期目標は、同じ目標を掲げております。省エネルギーにおきましても、再生可能エネルギーの活用という点におきましても、短期目標、中長期目標を掲げて実施していきたいというふうに考えております。

その②再生可能エネルギーの活用の導入拡大として、再生可能エネルギー由来の電力等の調達では、温室効果ガス排出量が少ない電力を扱う電力会社から電力調達をするなど、再生可能エネルギー導入に関する取組では、PPA導入の検討、太陽光発電設備の設置、町有駐車場へのソーラーカーポートの設置検討、こういったことを考えておまして、先ほど申し上げましたとおり2030年度までの短期目標あるいは中長期目標というのは、①の省エネルギー・省CO<sub>2</sub>と同じ対策を考えております。

③公用車の電動車導入に関する取組としましては、電動車の導入では、価格や性能、国補助金の状況、充電設備の設置場所など諸条件を考慮しつつ、更新時には電動車とすることを旨としておまして、充電設備の設置等では、町有施設への電動車充電設備設置の検討、民間事業所への充電設備設置の働きかけなどをしてまいりたいというふうに考えております。

④職員のCOOL CHOICEですけれども、このCOOL CHOICEは、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など日々の生活の中であらゆる賢い選択をしていこうという取組で、設備の運用改善等に関する取組や日常業務に関する取組、その他温室効果ガスの削減に資する取組など第4期計画の取組を継続してまいります。

進行管理でございますが、各課の長による作業部会及び各部局の長による委員会の内部組織において、取組項目の推進、点検、評価を行いながら進行管理を行ってまいります。

4、今後のスケジュールでございます。

現在、2月8日から2月22日までパブリックコメントを実施しております。令和5年、そのご意見と今皆様にご披露したご意見など、それを参考にいたしまして、令和5年3月31日付で戦略・計画策定及び公表をしてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありません。

んか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたけれども、これまでもこういう計画があったと思うんですが、この温室効果ガスの削減目標を定めて、それを進行管理していくということなんですが、結局はこれは熊取町の公共施設の範囲内でのことだと、そういう計画なんですかね。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）今までは事務事業編だけの計画でございましたので、熊取町の事業、町有の施設、そういったところだけの取組でしたけれども、今回、区域施策編、これは熊取町域全域ということになります。それと、エネルギー導入戦略というのものも、これも熊取町全域を考えて策定したものでございます。

事務事業編のほうは、我々データをずっと取っておりましたので、大体積算できるんですけども、区域施策編、この全域となりますと、これは環境省のほうでそういったデータを提供するシステムがございまして、その辺からデータを引っ張ってくるとか、今回、事業者、町民の方々にアンケートを取りまして、そのアンケートの結果とかの数字を基に概算あるいは推計という形で数値を出しまして、この目標を定めたものでございます。ですから、今回から熊取町域全域で脱炭素の取組を進めていきたいと、皆さんにご協力していただきたいというところでこの計画を策定していると。それにつきましては、国の補助金であるとか交付金、こういったものの獲得を目指して我々はこれから進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、これまでより、より一步踏み込んだ計画ということかと思うんですが、熊取町全域、事業者とか家庭も対象ということになってくると、実際、目標に対してどれだけCO<sub>2</sub>削減が達成できているのかということの管理といいますか、そういうことは実際問題としてできるんですかね。ちょっとその辺が首を傾げるんですが、その辺どうですか。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）実はおっしゃるとおりなんです。我々、これを策定して助言をいただくために、環境省の職員にもご相談に行ったことがあるんですけども、環境省の方々がおっしゃるのは、これを毎年毎年、一々データを集めて、どういった形で少なくなっていくことをされるよりも、国としては、実績、実態としてやってほしいんだと。町に期待するのは、そのやったこと、これをやってどれぐらい下がっていったかと、実績を毎年毎年、皆さんに公表してほしいんだと、そういうような言い方をされておりました。

それと、環境省がデータとして提供していただけるということでございますので、これについては概算といえば概算になってしまうんですけども、それで当たりはつけられるというところはあるかとは思いますが、我々、進行管理していく中で見ていくのは、このことをやったから、例えばできるかどうか分かりませんが、交付金を頂いて、それで各家庭で太陽光発電を積んでいただいたら補助金出しますとかという形になって、実績が出ましたら、こういう実績があったのでこれぐらい減りましたという形での公表ですね、これを毎年毎年続けていきたいと。それでどれだけ減ってきたかということをお知らせしながら、減ったことに対する公表という形になってしまうんですけども、そういったことで進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）町民の意識としても、やっぱり昨今はCO<sub>2</sub>削減に対する意識が結構高まっていると思うんですが、実際の生活をしていく中で、まず最優先するのは電気、ガス等にどれだけお金がかかるか。だから、光熱費の削減ということにまず頭がいくと思うんですね。CO<sub>2</sub>削減が、結果としてCO<sub>2</sub>削減につながるケースであればいいんですけども、光熱費の削減のための手段としてこういう方法を取ろうということが、それが必ずしもCO<sub>2</sub>削減につながっていない場合もあるだろうし、だから、実際一般のご家庭でどういふことをすればCO<sub>2</sub>削減につながっているのかということがなかなか分かりにくいと思うんです。それをさらに、町全体として住民の実態を把握

していくというのかなりこれ至難の業というふうには感じるんですけどね。それが全体として把握できるような、分かりやすい指標というものがあればいいかなとは思うんですけどね。その辺ぜひご検討いただきたいなと思います。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）例えばですけども、この資料の中に概要版というものをつけさせていただいておまして、その13ページなんですけれども、住民の方々が2030年まで一体何をすればいいのということに対しての答えを一応書かせていただいております。これは例えばの話なんですけれども、太陽光は、今、熊取町では年間新築は200戸前後で推移しているということなんですけれども、その200戸が太陽光パネルを載せたらこうなりますとあるとか、全ての家がLED化すればとか、そういうものを目指してやっていってくださいと。その先に見えるのが2030年の削減目標達成になりますというようなことを、例えばやることを書かせていただいておりますので、分かりやすく言えば、そういったところを参考にやってもらいながら啓発をやっていきたいなというふうには思っております。

また、数字の出し方なんですけれども、課長のほうから申しあげましたように、なかなか難しいのではあるんですけども、例えば今現状の熊取町の電動カーは3,600台ぐらいあるんですけども、これが例えば5年後に何台になっているか、その差で、1台当たりが電動化されたらどれだけの効果があるかを割り出して、デジタル化をすることも可能になってくるのかなと。ですので、いろんな数字の出し方が今後考えていけるのかなというふうに思っておりますので、いろいろ研究しながら、また見える化していきたいなと思っておりますので、その辺は我々も研究しながら取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今の各家庭でできるというところについては分かりやすく掲載していただいているかなというところで、どうすればいいのかなって、それぞれの町民が意識してくれるかなというのが今の説明等でよく分かったんですけども、事業編というか、その計画作成のところ、役場として事務事業編というところの分につきましてなんですけれども、4ページのところで、役場としてやっていくこと、その計画に向けての取組についてがちょっと分からないんです。2030年までの目標があって、64%削減できますというのを目標に計画を立ててというところなんですけど、これの取組内容についてなんですけど、これって対象施設、ひまわりドームとか煉瓦館とか公共施設あるんですけども、これのちょっと私も勉強不足かも分からないんですけど、この分についての全熱交換器等エネルギー消費効率の高い設備への更新とか、ZEB化導入、新築時にはZEB Oriented相当以上等とか、ちょっとその辺のところをもう少し分かりやすく説明、実際この公共施設をどうしていくのというところを説明していただきたいなと思います。

議長（二見裕子君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）このカーボンニュートラルについては基本的な考え方がございます。まずは、徹底的な省エネルギー化でございまして。省エネルギーをどんどんしていきましても、やはりエネルギー使う部分というのは残ってしまいます。その残ったエネルギーを再生可能エネルギーでつくってやれば、見かけ上ゼロになるということでカーボンニュートラルになるという考え方でございます。省エネルギーしないで再生可能エネルギーを積み上げるというのは、大変な量の再生可能エネルギーを積み上げなくてはなりませんので、まずは徹底した省エネルギー化を進める。その進めた後、どうしても使わなければならないエネルギーを再生可能エネルギーで上げていくという考え方でございます。

ですから、まず、我々が公共施設に対してしたいなと思っているのは、ごく分かりやすく言いますと、ガラスを二重にするとか、大きな工事となるとやっぱり費用がかかるので、そこのせめぎ合いがあるんですけども、断熱材を張るとか、そういったまずは断熱のところから、それと断熱

をすることによって冷暖房の設備が小さくできます。ですので、ここでもエネルギーの使い方を少なくすることができますので、まずは断熱、それと空調をちょっと小さくするところ。

また、効率化というところもありまして、よく皆さん、石炭で火力発電するのか天然ガスで火力発電するのかということになれば、当然天然ガスということをお選びになると思うんですけども、やはり二酸化炭素を出さない方向のものを選んでいくと。そういったことも併せて、そんなことをしながら二酸化炭素の排出、これを減らしていくということを考えておりますので、一概にどれということはないんですけども、その設備設備に合ったやり方を検討して進めていくと。基本的には断熱、それとエアコンあるいはエレベーター、そういったものの効率化というところから進めてまいりたいと。それで可能なところには太陽光発電を載せるとか、そういったところまでできればいいなど。これも構造計算とかいろいろ問題がございますので、それはありますけれども、できるところはということで考えております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、その今、既存の施設を挙げていますが、その分もう新築とかいうのはないし、改修というのもうないですよ。これ、何か挙がってきていますけれども、具体的にどの施設をどうするかというのはあるんですか。

議長（二見裕子君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 当然ちょうど大規模改修に当たるとか、そういうときがいいというのは分かります。ですけれども、我々、先ほどご説明したその補助金をもらったり、交付金をもらったりということを考えております。交付金ということになりますと、5年間スパンで物を考えることになるんですけども、この5年間で設備を入れ替えたほうがいいところとか、断熱の工事をして、あまりにもたくさんエネルギーを使っている、そういう施設で断熱を効かせて、ちょっと空調を小さくできるような、そんなところがあるというのであれば、前倒ししてそういうところに手を入れていくというほうが経費的に安くなる可能性もございますので、まず施設の調査を令和5年度に環境課としてはしたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） じゃ、今のところは具体的にはまだどこの公共施設、今ここにひまわりドームとか煉瓦館とか図書館とか、例がありますけれども、今のところはまだその調査の対象になっているところはここにはないということですか。

議長（二見裕子君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 都市再生整備計画というのを先ほど申し上げたと思うんですけども、これで図書館とか、ここの大規模改修というのはもう予定を組んでできております。ですので、それに合わせて図書館なんかはやっていききたいなど。その後につきましてはこれから、それが決まって、ひまわりドームと図書館、ここはもう手を入れるというふうに決まっているそうですので、その辺から徐々に始めていくと。ほかのところについては可能性をもう少し調査しまして、ピックアップしたいなど。どこができるんかというようなところを5年度に調査させてほしいなというふうに考えております。

議長（二見裕子君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 公民館は入っているんですかね。新設する町民ホールとか、公民館は入っているんですか。

議長（二見裕子君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） もう計画がどんどん進んでおりました。ですが、町長からも指示もありまして、ホールのほうには太陽光発電を載せるとか、公民館のほうも二重ガラスにはしていただけるんじゃないかと思うんですけども、そういうできるところは手だてを始めていただいております。

議長（二見裕子君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件6、熊取町再生可能エネルギー導入戦略及び地球温暖化対策実行計画の策定についての件を終了いたします。

それでは説明員を交代するため、ただいまから3時30分まで休憩いたします。

---

(「15時14分」から「15時29分」まで休憩)

---

議長(二見裕子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件7、保育料第2子無償化についての件を説明願います。藤本保育課長。

保育課長(藤本 明君) それでは、保育料第2子無償化について説明させていただきます。

初めに、少子化対策につきましては、国や都道府県レベルにおきましても、様々な取組が最近加速しているところでございます。そういった中で、今回、町の取組の一つとして、この施策を提案させていただくものでございます。

それでは、資料1ページの資料1、背景としてということで、子どもの出生の動きをご説明させていただきます。

①令和3年の人口動態調査では、1年間で生まれた子どもの人数約81万人と、6年連続で過去最少を記録し続けております。令和4年に関しましても、報道では出生数が80万人を割り込むといった見通しも出ているところでございます。

②本町におきましても、出生数は、近年では平均280人前後で推移してございました。しかし、令和3年度は244人と大きく減少しているところでございます。

③国勢調査におきましても、平成27年から令和2年の5年間で、子ども1人の世帯が増加してございます。本町でも、その割合が増加しておりまして、少子化進行の傾向が見えるというところでございます。

続きまして、2、対応として、考え方、視点のところでございます。

①先ほど申し上げました状況にありまして、将来の熊取町を維持していくためには、仕掛けが必要というところで、2人目以降の子育ての経済的な負担を軽くしまして、子育てのしやすい環境の整備が必要と考えるところでございます。

②保育料に関しましては、令和元年10月からの幼保無償化で、3歳児以上につきましては無償化されております。3号認定、0から2歳児の子どもについては、保育料を負担いただいているというところでございます。

今回、この年齢層をターゲットに経済的負担を軽くすることで、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えておるものでございます。

続きまして、3、保育料の軽減内容のところでございます。

経済的負担、軽くするための取組として、保育料の軽減を図ってまいりたいというところの内容でございます。

①現在は、小学校に入る前の年齢の範囲で、最年長から数えて2人目は半額、3人目以降は無料となっております。

②軽減策の内容でございますが、年齢の範囲は、小学校に入る前という今のままで、最年長から数えて2人目の保育料を半額から無料にするというような内容の提案でございます。

ちょっとイメージのほうで説明させていただきます。

例としまして、保育料が月額4万2,700円、5歳、2歳、1歳の兄弟姉妹の場合をモデルイメージとして挙げさせていただきました。子どもの数え方につきましては、5歳児が第1子としまして、2歳児、第2子、1歳児、第3子となってまいります。保育料につきましては、現在、5歳児につきましては、先ほど申し上げました幼保無償化の関係で無料、0円でございます。2歳児の第2子



が半額の2万1,350円、1歳の第3子は無料、0円となっております。

改正案軽減策では、第1子については変わらないのですが、第2子につきましては半額になっているところが無料になるといったところで、第3子以降については変わりなくといった内容の軽減策になってございます。

2ページのほうをご覧ください。

4、影響額でございます。

こちらの影響額のほうは、1年間通年の場合と令和5年度に関して整理しております。軽減策によりまして、認可保育所、いわゆる保育所、保育園につきましては、町が徴収しております保育料の減収、認定こども園につきましては、園で保育料を直接徴収している関係上、軽減した分を町が補填する分の施設型給付費の増加という形で整理しております。

シミュレーションでは、対象としましては約170人で、年間としての影響額はトータル約3,200万円、令和5年度につきましては、9月の保育料の切替え時期に合わせて実施を考えておりまして、7か月分として約1,900万円の影響額を見込んでいるところでございます。

最後、5、主なスケジュールのところでございます。

本日、この議員全員協議会におきまして、議員の皆様へご説明させていただきました。明日、早速、報道提供のほうを予定しているところでございます。②で令和5年度の当初予算に予算のほう、必要経費のほうを計上を予定してございます。③令和5年度に入りましてから、規則改正に着手いたしまして、手続を進めてまいりたいと考えてございます。④7月に、広報掲載などを通じて保護者の皆様への周知、⑤8月に軽減後の保育料を決定しまして、対象者の方への通知、⑥9月からは、改正後の制度の運用を開始するというふうな流れで考えてございます。

簡単ですが、説明については以上になります。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）9月議会、12月議会で、今できる子育て支援ということで一般質問等させていただいて、その中で、これも取り上げていただいてありがとうございます。

そこで、ちょっと一つだけ質問ございます。

対象が、現行では169人ということですが、244人から169人引いた額、約80人ぐらい、そこへは何か支援するというようなことはございませんか。

議長（二見裕子君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）244人につきましては出生数になっておりますので、保育所に通っていないお子さん、家庭保育されている方もいらっしゃるかと思います。対象になった169名、170名につきましては、現に保育所に通っておられる人数というところで、かつ、対象となる第2子の子を上げております。その差につきましては、特段、保育のほうとしては、保育所は入っておりませんので、その部分での支援というところでは、今のところは、こちらほうとして特にないというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）いや、保育課でどうこうじゃなしに、子育て支援全体として、同じ年の保育所入っていない、入っているで、支援できる人とできない人があるんで、その残った人は何か支援する、違う形で、そういう予定はないかということを知っている。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）子育て支援全体というお話でございますので、令和5年度の当初予算の中で、一定子育て支援、妊娠・出産期から子育て期にかけての子育て支援の充実も検討いたしまして、一定令和5年度予算の中には盛り込んでおります。詳しい中身は、まだちょっと申し上げにくいのですが、出産前、出産後の寄り添い支援という形での施策の展開も考えておりまし

て、また予算案として提案をしたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今回、この第2子の保育料の無償化についてなんですが、国のほうでも、0歳から2歳児に対しての子育て支援という形で、子育て支援を手厚くやっていこうということで、国のほうでも今動いていまして、第2子についての保育料の無償化というのも、今、国のほうも動いているかと思うんですけども、その辺のところの動きと町のこの今やるというのとは、どういうつながりというか、関連があるかどうかはどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）議員おっしゃるとおり、今、国のほうでも、次元の異なる少子化対策というところの中で、検討がかなり進められていると。3月にはたたき台、6月には骨太の方針の中に盛り込まれていくというところでは聞いております。今、検討がなされているのは、児童手当の所得制限の撤廃であるとか、年齢拡充あるいは金額の拡充がメインで検討はされているかと思えます。当然、保育料の話も検討の中身には入ってきていると思うんですけども、まだ具体的な中身というのは我々も示されてはおりません。ただ、町としても、一定は少子化対策、子どもの出生数も減っているという実情もございますので、町として、何らかの少子化対策に国に先んじて取り組んでいきたいということで、今回提案をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件7、保育料第2子無償化についての件を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、案件8、今後の雨水整備についての件を説明願います。朝倉下水道河川課長。下水道河川課長（朝倉 優君）今後の雨水整備について、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

1、背景ですが、近年、降雨の局地化、集中化、激甚化や都市化の進展に伴い多発する浸水被害が全国的な問題となっており、本町においても、浸水被害の発生頻度、範囲の拡大が想定される状況にあり、事前防災・減災のための雨水管理総合計画の策定が必要となっております。

次に、2、国の動きにつきましては、令和3年に、下水道法を含む流域治水関連法案の公布、施行がなされ、雨水管渠を所有している全ての団体において、想定最大規模降雨に対する区域の指定が義務づけられました。熊取町もこれに該当し、内水浸水想定区域図の作成が必要となっております。

また、同年12月には、国土交通省事務連絡にて、令和8年度以降の下水道事業に基づく雨水整備事業は、想定最大規模降雨の内水浸水想定区域図作成済みであることとされ、国交付金の配分対象として、令和7年度末、令和8年3月までの作成が条件とされております。

続いて、3、本町下水道事業のこれまでの雨水整備の状況ですが、平成3年から5年にかけて、浸水被害のあった大久保地区において、地蔵川雨水幹線整備を実施しましたが、その後、大規模な浸水被害が発生していないため、汚水優先で整備を進めてまいりました。また、令和4年4月に、雨水整備の業務一本化の組織改編をしたところでございます。

4、雨水対策から雨水管理へ。従来の浸水対策は、浸水被害が発生した地域での事後対応を中心とした整備がほとんどでしたが、近年では、事前防災・減災等の観点から、内水浸水リスクを評価した上で、優先度の高い地域を中心とした計画的な対策を実施する方向に転換されています。

内水浸水とは、大雨時に水路や下水道管の処理能力を超えて水があふれ、低地などが浸水することで、外水、いわゆる河川氾濫に比べ、発生頻度が高い、浸水被害の発生までの期間が短い、河川

から離れた地域でも被害が発生するなどの特徴があります。

2 ページ目をご覧ください。

5、内水浸水想定区域図、内水浸水リスクの評価について。対象区域は1,328ヘクタールで、下水道全体計画区域の近畿自動車道より下流側の区域となります。想定する降雨は、計画、既往最大、想定最大規模の3つのパターンとし、降雨量は1時間当たりそれぞれ56ミリ、67ミリ、147ミリとなっております。確認するデータは、浸水区域、浸水深さ、浸水継続時間となります。作成に当たり、財源は、国から2分の1の補助を見込んでおります。なお、岸和田市以南の市町におきましては、4市町で作成済みであり、残り本町を含めた4市町が未作成となっております。

続いて、6、内水ハザードマップは、内水浸水発生時に、住民の皆様などが自主的に避難行動等を起こすことができるよう作成するもので、想定最大規模降雨のデータを用いて、浸水に関する情報のほか、避難に関する情報なども掲載し、公表する予定です。記載項目例は資料のとおりですので、参考にご覧ください。

7、雨水管理総合計画は、内水浸水リスクを踏まえ、効果的かつ総合的な浸水対策の実施を図るための計画となります。計画で定める主な項目として「どこを」「どの程度」「いつまでに」とし、浸水対策を実施すべき区域、目標や整備水準、計画期間や段階的な対策を定めることとなっております。

8、今後のスケジュールですが、令和5年度に内水浸水想定区域図を作成し、令和6年度に内水ハザードマップの作成・公表、令和7年度からは、雨水管理総合計画の作成に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、3 ページ目のフロー図をご覧ください。

今後の雨水整備に関しては、浸水被害の防災・減災を基本とし、国からの補助金を最大限活用できるように取り組んでまいるとともに、局地的に早急な対応が必要な箇所につきましては、町単独費で実施する予定でございます。

私からの説明は、以上でございます。

議長（二見裕子君）ただいまの説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）国の補助金をもらって、内水面のハザードマップ、浸水のハザードマップ、これは調査して作られるということ。今の時代に合った法律に基づいてやるということなんですけれども、今まででも、例えば、1 万平方メートル以上の開発の場合でしたら、開発指導で大阪府も入って、防災調整池の設置であるとか、それから親水性の舗装をすとか、そういう指導があったと思うんですけれども、1 万平方メートル以上の開発になるまでに、要するに、その開発区域外のところに影響するような雨水の、要するに今まで田んぼとか山だったりとかするところは親水性はありますけれども、住宅地になるとそれがなくなるということで、そこら辺の開発指導というのも、同じように、この計画の中で、どこに開発があるか分かりませんのであれなんですけれども、きっちり位置づけをしておいてほしいんですけれども、そのあたりいかがですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）3 ページのフロー図の右の段、2 つ目、開発指導要綱の見直し検討という中で、これ一旦、大きく熊取町の雨水について、1 回どこが浸水するのか、何が熊取町に有効であるのか、一旦ここで検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）よろしいですか。田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）最近の開発でも、付近に河川がないとか、大きな水路がないとかというところで、下流に迷惑がかかっているとか、道路沿いの住宅に浸水するとかそういうこともありますんで、開発のときに一番直近の河川とか大きな水路、それを開発地の雨水がはけるような、そこら辺ちゃんときっちり調べて対応できるように開発指導の強化もお願いしたいんですけれども、そういう意

味でよろしいんですか、今の話は。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）まずは、内水浸水、どこの区域がどの程度、どの深さぐらいになるのかを一旦調べさせていただきまして、そこからどれが有効なのか、どういう計画にしていけるのかを考えていきたいと思っておりますので、もしばらくお時間いただきましてという形になると思います。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件8、今後の雨水整備についての件を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、案件9、公民館・町民会館整備についての件を説明願います。大屋生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（大屋真志君）それでは、公民館・町民会館整備事業について、3点ご説明させていただきます。

まず、1点目、公民館・町民会館整備スケジュールにつきまして、資料の1をご覧ください。

資料の上段になります。公民館の大規模改修につきましては、1月よりホールの解体工事を進めており、並行して公民館の内装撤去を行っております。3月まで、それらを実施した後、6月にかけて、ホール跡に新設しますエレベーター棟の新築、また、ホールと切り離れた部分に新設壁を設置するといった耐震改修工事を実施いたします。エレベーター棟の新築、耐震改修工事が終わった後、公民館の建具取付け、外装仕上げ、内装仕上げを施し、並行して外構整備を実施、令和6年1月に改修工事が完了し、開館準備、内覧会や開館イベントを実施し、令和6年4月から供用開始の予定となっております。

次に、下段になります。新築するホールについてでございますが、現在、くい基礎のくいを製作しており、くいが製作され次第、6月にかけてくい工事、基礎工事を行います。基礎工事が終わりましたら、11月にかけて、ホールのコンクリート工事、立ち上げを行い、外装、内装、舞台仕上げを実施し、並行して外構整備を実施、令和6年1月に建物が完成し、公民館と同じく開館準備、内覧会や開館イベントを実施し、令和6年4月から供用開始の予定となっております。

現時点のスケジュールは以上となっておりますが、今後スケジュールが変更になった場合は、都度ご説明させていただきたいと思っております。また、工事の状況につきましては、適宜ホームページ等で発信のほうをさせていただきたいと思っております。

次、1ページにお戻りいただきまして、2点目になります。

令和5年度実施予定事業の令和4年度への前倒しについてご説明いたします。

本事業につきましては、補助率が2分の1である都市構造再編集中央支援事業を活用し実施しておりますが、国の補正予算に伴い、令和4年度の内示額が2億300万円から4億4,100万円増額され、6億4,400万円となりましたので、令和5年度実施予定事業を令和4年度に前倒して計上するものがございます。

（1）歳出予算の補正についてですが、施設整備工事費が補正前3億7,096万1,000円から8億6,397万8,000円増の12億3,493万9,000円に、測量、設計、監理等委託料が808万9,000円から1,884万円増の2,692万9,000円、合計8億8,281万8,000円の増額を一般会計補正予算として3月議会に上程する予定です。

また、本事業は、令和4年度、5年度の継続費として事業実施しておりますので、（2）継続費補正といたしまして、各年度の年割額について、令和4年度は3億7,905万円から8億8,281万8,000円増の12億6,186万8,000円に、令和5年度は13億7,390万4,000円から8億8,281万8,000円減の4億9,108万6,000円に変更する継続費補正を歳出補正予算と同様、一般会計補正予算に上程する予定です。

次に、(3) 国の補正予算に伴う地方債についてでございますが、活用する財源につきましては、都市構造再編集集中支援事業補助金に変更はございません。今回の補正予算になり、増額となった部分の補助裏に充当する地方債につきまして変更となります。具体的には、表のとおり、補正前については公共事業等債ということで、起債充当率が交付税措置のない通常債が50%、交付税措置のある財源対策債が40%の計90%となっており、40%の財源対策債のうち、50%が後年度普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債を充当するというものでございましたが、補正後につきましては、下段のとおり、国の補正予算を受け実施する事業ということで、充当する地方債が補正予算債というものに変更になり、起債充当率が100%、交付税措置が50%になり、比較しますと、普通交付税措置が1億3,000万円程度増額する、財政措置が有利な地方債を財源として活用することとなります。

2ページをご覧ください。

3点目になります。

公民館・町民会館の開館に向けてでございます。令和5年度においては、令和6年1月の建物完成に向けて備品などの購入、また、ソフト事業の企画を行ってまいりますので、その考え方についてご説明いたします。

まず、(1) 備品購入の考え方ですが、既存の公民館・町民会館で利用していた備品のうち、引き続き使用可能な備品については再利用することとし、料理教室の調理台や各部屋の椅子など、更新が必要な備品や今回整備する公民館1階の文化交流ラウンジ、学びのルーム、また、新しく新築しますホール全般の備品については、新たに購入をいたします。

なお、整備に伴いまして、使用料の見直しを行うことに併せまして、備品の使用についても使用料を徴収し、この維持管理経費に充当することを予定しております。

主な備品につきまして、下記の表をご覧ください。

まず、①公民館につきましては、デジタルサイネージ、電子掲示板を新たに導入し、現在、活動されている皆さんが展示する展示ケース、陶芸の電気釜、先ほど申し上げました文化交流ラウンジのソファなどが主な備品となっております。

②町民会館ホールの主な備品としまして、公民館と同じくデジタルサイネージ、グランドピアノ、舞台設備、音響・映像・照明一式、ホワイエの備品としてベンチ、テーブル、ロールスクリーンなどが主な備品となっております。

次に、(2) 開館後の町民会館ホールでのイベントについてご説明いたします。

開館後のイベントにつきましては、令和5年度に公募により任用する文化振興企画専門員が中心となり、令和6年4月の開館に向け、文化公演の企画や音楽団の創設に向けた取組を行います。

まず、①完成記念式典についてでございますが、完成記念式典については、令和4年度に立ち上がった和太鼓団体をはじめとする住民団体の皆さんにご出演いただき開催するとともに、まずは、住民の皆さんに、従前のホールで開催していたファミリーサマーコンサートや町民文化祭のような催しで文化活動を発表していただき、新しいホールを訪れ、触れる機会を提供したいと考えております。

3ページをご覧ください。

②開館イベント公演の開催についてでございます。

完成から令和6年4月の供用開始までの間、こけら落としを含む開館イベントとして、広く新しいホールを周知するため、ジャンルの異なる公演を企画し、施設利用の活性化を図りたいと考えております。

一例を記載しておりますが、ア、クラシックコンサート。新しいホールは、音響環境に配慮したホールとして整備いたしますので、演奏家によるクラシックコンサートを開催し、クラシックコンサートに対応できる、開催できるホールであることをPRする。イ、ポップス音楽ライブ。著名なアーティストの音楽ライブを開催し、新しいホールをPRする。ウ、伝統芸能ということで、音楽

以外の公演として、落語などを開催し、新しいホールをPRする。このようなことを企画したいと考えております。

令和5年度において、このように進めてまいりたいと考えております。

以上、私から公民館・町民会館整備についてのご説明とさせていただきます。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件9、公民館・町民会館整備についての件を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他の報告が1件あります。

令和5年度国保「市町村標準保険料率」等についての報告を願います。阪上保険年金課長。保険年金課長（阪上正順君）それでは、令和5年度国保「市町村標準保険料率」等についてご報告させていただきます。

お手元の資料に沿ってご説明いたします。

この資料は、先般開催の令和4年度第2回熊取町国民健康保険運営協議会の資料でございます。本日は、その中から、新たな保険料率が本町にどのような影響を及ぼすのかといった点についてご説明させていただきます。

まず、資料は、4ページをご覧ください。

保険料率についてでございます。

まず、（1）令和5年度の大阪府市町村標準保険料率についてですが、こちらの表につきましては、大阪府が示した標準保険料率と熊取町の令和4年度の保険料率とを比較した内容となっております。網かけをした部分が、令和5年度市町村標準保険料率で、医療分、後期支援分、介護分と3段に分けて記載してございます。また、令和5年度市町村標準保険料率の下に令和4年度の保険料率を参考に掲載しておりますが、全ての料率で上昇しており、特に医療分の平等割につきましては、本町が独自の激変緩和を行っているため、激変緩和措置後の保険料率2万8,895円と比べた場合、4,803円、16.62%と最も影響が大きくなるものでございます。また、このたび、賦課限度額についても、医療分が2万円増額で65万円に、後期支援分が1万円増額で20万円となり、介護分と合わせた限度額は102万円となります。

5ページをご覧ください。

保険料率の増要因につきましては、保険給付費の増が最も大きな要因となっており、大阪府全体での1人当たりの費用額で表しますと約1万8,500円の増額となっております。これらの影響による1人当たりの年間保険料の目安といたしまして、そのページの下部にある、（5）1人当たり保険料の比較の表をご覧ください。

こちらは、令和5年度の事業費納付金を推計被保険者数で除した、あくまで理論上の数値にはなりますが、府全体では16万2,417円、対前年度比9.9%の増。熊取町は16万5,452円、対前年度比8.3%増と見込まれております。実際の平均的な保険料につきましては、実際の所得や世帯構成によって算定されますので、あくまで参考の値であることをご理解願います。

続きまして、これらの料率を基に、実際に保険料額を算定した場合での比較をご覧いただきたいと思います。資料は、6ページ、7ページをご覧ください。

こちらの表は、世帯の構成人数と所得階層別の保険料を示すもので、令和4年度の熊取町の独自保険料率を適用した後の保険料と令和5年度の標準保険料率を適用した場合の保険料を比較したものでございます。なお、介護分は含まない前提として計算をしております。

まず、世帯人数別及び所得階層別の保険料額の状況につきましては、令和5年度の新たな保険料

率を反映した保険料と令和4年度の本町激変緩和後の保険料率で算定した場合、6ページのピンク色の網かけの部分が、保険料の増加率が高い区分となっております。そのほか黄色の網かけ部分につきましては、総じて保険料が増加する区分となっております。その保険料の増加率、上位3区分としてございますが、1人世帯で所得なしの世帯で上昇率が11.2%、同じく、1人世帯で所得50万円の場合では10.5%の増、2人世帯で所得なしの世帯が9.9%と増加率が高くなっております。先ほどから申し上げておりますとおり、本町では、激変緩和対策として、令和4年度保険料について、医療分の平等割標準保険料率を10%減額してございます。そのため、応能割よりも応益割の割合が高い世帯での影響が高くなっております。また、保険料が85万円以上となる階層につきましては、医療分と後期支援分の賦課限度額の上昇の影響により低額の増額となっております。

なお、6ページの2人世帯で150万円、7ページの3人世帯で200万円の階層では、それぞれ白抜きとしてございます。こちらは、令和5年度の軽減判定基準所得の見直しに伴いまして、新たに軽減対象となる影響で減少となるものでございます。こちらの軽減判定基準所得の見直しの内容につきましては、資料の18ページに掲載してございますので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

改めてでございますが、皆様もご承知のとおり、令和6年度からは、府内統一の保険料率の適用がなされるため、独自の激変緩和措置ができるのは令和5年度末までとなっております。物価高騰の影響もある中、町としても、できる限り保険料の抑制に努めたいと考えておりますが、今後も引き続き保険料率が上昇傾向をたどると推測した場合、過度に減額することは、その反動が大きくなるため、激変緩和をするにしても慎重に検討する必要があると考えているところです。

なお、財源に関しましては、国保財政調整基金の残高に加え、今年度末も一定の収支黒字が見込まれることから、財源の確保につきましては、ある程度、可能とは考えてございますが、今申し上げたような事情も考慮しながら検討を行い、5月開催の国保運営協議会において、令和5年度保険料率について諮問させていただき、ご審議を賜る予定でございます。

続いて、8ページをご覧ください。

保険料率の近隣市町との比較でございます。

(1) 令和5年度の近隣、岸和田市以南でございますが、市町の保険料率に関しまして、現時点での状況を聞き取りした結果でございます。いずれも検討段階の状況ではございますが、本町以外では、大阪府の標準保険料率をそのまま適用する団体が6団体、独自の料率を採用する自治体が1団体となっており、本町におきましても、現時点では独自料率を採用するものとして掲載してございます。

続いて、(2)は、参考としまして、同じく近隣市町の令和4年度の保険料を3つのモデルケースで比較した参考資料となっております。本町におきましては、激変緩和措置を行うことで、8団体中7番目の保険料の設定となっております。

以上をもちまして、令和5年度「市町村標準保険料率」等についてのご報告とさせていただきます。

議長（二見裕子君）その他の報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

議長（二見裕子君）ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「16時09分」閉会）

---

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

二見裕子



## 議員全員協議会

月 日 令和5年3月16日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田中豊一	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上昌史
	5	番	文野慎治	6	番	鱧谷陽子
	7	番	田中圭介	8	番	河合弘樹
	9	番	矢野正憲	10	番	渡辺豊子
	11	番	二見裕子	13	番	江川慶子
	14	番	坂上巳生男			

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	東野秀毅	総務部長	藤原伸彦
	総務部理事	木村直義	健康福祉部長	山本雅隆
	都市整備部長	田中耕二	都市整備部理事	濱田隆之
	税務課長	松藤茂孝	健康・いきいき 高齢課長	石川節子
	まちづくり 計画課長	馬場高章		
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	道端秀明

案 件

- 1) 令和5年度税制改正(案)について
- 2) その他報告
  1. 熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事について
  2. 熊取町立老人福祉センター改修工事について
  3. 新型コロナワクチン接種について

議長(二見裕子君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時29分」開会)

議長(二見裕子君) 本日の案件は、令和5年度税制改正(案)についての1件、そのほか報告が3件であります。

発言をされる方は、挙手の上、着座で発言していただきますようお願いいたします。

また、案件の終わられた方は、会議の途中で退出いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、令和5年度税制改正(案)についての件を説明願います。松藤税務課長。

税務課長(松藤茂孝君) それでは、令和5年度税制改正の大綱については、令和4年12月23日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が令和5年2月7日に国会に提出されています。このうち市町村税に関する主な改正の概要について説明させていただきます。

資料をご覧ください。

まず、1点目、軽自動車税関係ですが、①の環境性能割の税率区分の見直しについてです。

環境性能割は、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものです。令和4年度末が見直しの時期に当たりますが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえまして、現行区分を令和5年12月末まで据え置くこととしております。その上で、2030年の次世代自動車に関する政府目標や2035年までの電動車の新車販売に係る政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準を段階的に引き上げるように見直しがされています。

下の表のとおり、燃費基準など変更なんですけれども、軽自動車については、非課税の車両及び税率1%の車両について、燃料基準が段階的に引き上げられることとなります。

次に、②の種別割のグリーン化特例です。

軽自動車のグリーン化特例について、環境性能割の税率区分の次回の見直しが令和8年度になることから、3年間延長することとしております。

続きまして、2点目に固定資産税関係ですが、①の土地の負担調整措置については、令和3年度評価替えの年に価格が上昇している土地については、本来ならば前年度の課税標準額の5%を加算した額となるところを、令和3年度には前年度価格据置きを行い、令和4年度には激変緩和の観点から、当該年度の上がり幅を2.5%にとどめました。しかし、令和5年度については、既定の負担調整措置が適用され、課税標準額の上昇幅は評価額の5%が上昇することとなります。

次に、資料2ページをご覧ください。

②の固定資産税に係る質問検査権の対象の明確化については、家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者所有の図面では不十分な場合があることを踏まえまして、家屋の施工業者等からも図面を入手することができるということを法令上明確化する改正を行うものです。こちらの部分は、令和6年4月1日施行となります。

続きまして、次に、③の税負担軽減措置、固定資産税の特例については、まず、1点目、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設です。

中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械装置であって、生産、販売活動等の用に直接供される固定資産について、課税標準額の最初の3年間、価格の2分の1とする特例措置を令和7年3月31日まで講じることとされました。特に先端設備導入計画に賃上げの目標を盛り込んだ場合には最初の5年間、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるものについては最初の4年間、価格の3分の1とし、固定資産税を減額するものとなっております。

続きまして、2点目の長寿命化に資する大規模修繕を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設です。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンションの管理に関する計画がマンション管理適正化推進計画を作成した都道府県知事により認定される場合、または都道府県等からマンションの管理の適正化を図るために必要な助言もしくは指導を受けて長期修繕計画を適切に見直した場合に、当該マンションのうち一定のものについて固定資産税を減額するものです。築後20年以上が経過している10戸以上のマンションで、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていることなど、一定の条件の場合に当該修繕完了の翌年度の建物の税額を3分の1を参酌し、6分の1以上2分の1以下の範囲で条例で定める割合で減額されることとなります。

以上が主な税制改正の概要となります。

今後の予定ですけれども、現在、国会で審議されている地方税法等の一部改正に伴いまして、税条例の一部改正を専決処分させていただきました。この改正内容につきましては、次の議会にて報

告することといたします。

以上、令和5年度税制改正（案）の概要説明とさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、令和5年度税制改正（案）についての件を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他報告が3件あります。質疑は、全ての報告が終了した後にまとめて承ります。

まず、熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事についての件を報告願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事についてご説明申し上げます。

本件業務につきましては、令和4年度9月補正予算において実施設計を行い、このたび実施設計完了に伴い更新工事費用を令和5年度第1号3月補正予算にて措置するものでございます。

資料に沿ってご説明させていただきます。

1つ目、業務名でございます。

仮ではございますが、熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事でございます。

次に、2つ目、業務概要でございますが、空調機器の更新となり、機器の数量は、室外機17台、室内機107台の更新となります。

次に、3つ目の予算額でございますが、本更新工事の費用として2億662万円と工事期間中の空調が使えない機器の対策として、暖房機器のリース代、機械器具借上料として140万8,000円計上しております。

次に、4つ目の想定工期でございます。

令和5年6月から令和6年3月を想定しております。

次に、5つ目、改修時の施設利用についてでございます。

施設は、閉館せずに工事を実施することとしていますが、施工は階層ごとなどのエリアに分け進めていく想定としており、施工中のエリアは利用制限を行います。また、工事エリアごとに引渡しを受け、利用制限が最小となるよう調整してまいります。なお、4階の研修室Cにつきましては、全体工期中、資材置場となりますので、期間中の利用ができない状況になると想定しております。この利用制限については、利用者の皆様方にご不便をおかけしますが、混乱のないよう事前周知等を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）次に、熊取町立老人福祉センター改修工事についての件を報告願います。石川健康いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、熊取町立老人福祉センター改修工事についてご説明申し上げます。

資料に沿って説明いたします。

1つ目の改修時期についてですが、当該工事に係る予算について、令和4年9月16日開催の議員全員協議会において令和5年度3月1号補正で措置する旨の説明をさせていただきましたが、財政確保に係る手続により下表によりスケジュールを改めます。

表をご覧ください。

補正予算のタイミングですが、財政確保の調整により一定期間を要しますので、令和5年9月補

正を予定しております。また、それに伴い、改修着手時期が令和5年10月、竣工予定が令和6年6月と後ろ倒しの予定となります。

次に、2つ目、改修の概要についてでございます。

想定費用は9,759万7,000円と記載しておりますが、現在、実施設計中でございますので、多少の変動する場合がございます。実施設計完了後、積算費用に基づき9月補正において計上予定となります。

続きまして、主な改修内容でございます。

表に記載しておりますとおり、9月の議員全員協議会にてご意見いただきました2階トイレにつきましては、男女共用ブースを2ブース設置する内容で改修予定とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（二見裕子君）次に、新型コロナワクチン接種についての件を報告願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、新型コロナワクチン接種についてご説明申し上げます。

1つ目の概要でございます。

新型コロナワクチン接種については、令和5年3月7日付で厚生労働省より事務連絡があり、令和5年度は、現行の特例臨時接種の実施期間を令和6年3月末まで1年間延長に継続することとなりました。

2つ目の令和4年度秋接種のオミクロン株対応ワクチン接種の状況でございます。

従来株ワクチンで初回接種を完了し、前回接種から3か月以上経過している12歳以上の方が対象で、令和5年3月1日現在で、65歳以上が約76%、12歳から64歳が約28%、合計44%と接種率がなっております。いずれも府平均を上回っている状況です。

3つ目の令和5年度の接種内容についてでございます。

今回の追加接種は、5歳以上の全ての方を対象に、令和5年秋開始接種として1回接種が基本となりますが、重症化リスクの高い方などには、令和5年春開始接種を1回追加して接種できる内容となっております。接種内容は年齢により異なりますので、年代ごとに区切って説明いたします。

まず、（1）12歳以上の初回接種を完了している方への追加接種でございます。

5月7日までは、現行のオミクロン株対応2価ワクチンの接種が現在3月31日までのものが延長することになりました。5月8日から8月末までは、令和5年春開始接種として、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化リスクの高い65歳以上の方、基礎疾患を有する方などと医師が認める方、医療機関や高齢者施設、障がい者施設等の従事者を対象に、現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンを基本として接種いたします。9月以降は、令和5年度秋開始接種として、追加接種可能な方全ての方が対象となります。使用ワクチンについては今後検討されます。

2つ目、5歳から11歳の追加接種については、新たに薬事承認されましたファイザー社の小児用オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種を特例臨時接種に位置づけられました。接種期間が短いことから、8月末までは追加接種可能な全ての方を対象に接種機会が提供されます。5月8日から8月末までは基礎疾患を有する方、その他リスクが高い方については、さらに1回追加接種が可能です。9月以降は、追加接種可能な方全ての方を対象に、使用ワクチンは今後検討される予定です。

3つ目に、初回接種につきましては、生後6か月以上全ての未接種者の方を対象に1年間継続されます。

詳しくは2ページ、3ページに掲載しておりますリーフレットをご覧ください。

4つ目の本町の接種体制についてでございます。

基本的には集団接種は行わず個別接種で接種体制を構築します。接種券の発送でございますとか、システム改修を伴うため、65歳以上でオミクロン株対応ワクチン接種済みの方約9,700人と64歳以

下で5回目接種を完了した方2,000人の方に4月下旬以降、順次接種券を送付予定でございます。

5つ目に、予算関係でございます。

令和4年度までは全額国庫補助で行われてきました。令和5年度は、いまだ内容について詳細は示されていない状況です。個別接種委託料等の接種費用及びワクチン配送予約システム解消といった当該ワクチン特有の経費につきましては全額補助されますが、コールセンターや接種券発送、広報といった体制整備に係る経費については、令和4年度の秋接種の接種率から上限額が設定される見込みでございます。また、9月以降については、今後、検討として示されていない状況です。そのため、接種費用については1年間分、その他の接種体制確保費用については、4月から8月までを令和5年3月1号補正にて計上しております。計上額は、歳入予算として負担金8,591万8,000円、体制整備の補助金4,924万5,000円、歳出につきましては1億3,516万3,000円を計上しております。なお、9月以降等の国庫補助の内容が示された後、また、それに合わせて予算計上をしていきます。

最後に、6つ目の周知方法でございますが、広報やホームページに掲載してまいりたいと思っております。

以上で、新型コロナワクチン接種についての説明を終わります。

議長（二見裕子君）その他の報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）老人福祉センター改修工事の件につきまして教えていただきたいんですが、今回、2階の分のトイレも改修内容の中に入れていただいて改修していただけることはありがたく思っております。

補正の財源につきまして、改修工事の開始時期がちょっとずれるというところの説明かと思うんですけども、財源確保に係る手続によりこのスケジュールがずれるということなんですが、そのスケジュールが何でずれたのかということのご説明をお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）お答えいたします。

財源として期待しておりますのは、現在、公民館でも活用しています都市再生整備計画に基づくものでございます。老人福祉センターにつきましては、もともと立地適正化計画の中で、役場周辺の都市機能誘導区域内の誘導施設という形で位置づけておまして、それを条件として、交付金が活用できるというふうを考えております。

ただ、本来であれば、今回の事業の場合は、今年度の6月ぐらいの概算要望の段階で要望を上げておくことがよかったんですが、ちょっと準備が整わなかったということで、来年度6月を予定していますけれども、都市再生整備計画の一部変更を行いまして、補助採択へつなげていくという予定でございます。

今回、当初予算にも計上しているんですが、都市機能誘導区域内の誘導施設というものを交付金化しようとする、いわゆるB b y C、ベネフィット・バイ・コスト、費用に対して便益性がちゃんと効果が出るかというような報告書を数十ページのものを作り上げて、それを添えて計画変更しなければ採択されないという事情がありまして、それを次年度予算で取っている委託料で年度明け早々に着手させていただいて、6月に計画変更、その後、9月補正で、今の予定ですけれども、支出と補助金と合わせて補正予算させていただくという形でいきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。令和5年6月に計画変更をする加減でちょっとずれるというところなんです。分かりました。

それで、9月補正で計上されてくるというところなんですけれども、その改修着手時期というのが10月になっていますが、9月補正で上げてきて10月に着手できるんでしょうか。

議長（二見裕子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）10月からということは今予定しております。まだ事業者も決まっておきませんので、あくまでも予定ということと、工事期間に入るのは準備がまだありますので、老人福祉センターのほうの会館が閉まるのはもう少し後になるというふうに想定しております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。補正で、次、10月からというのはちょっと厳しいのではないかなと思ったんですが、10月からということで予定、10月以降というふうに理解したらいいということなんです。分かりました。

この6月に竣工予定は大丈夫というところなんですかね。ずれる見込み等はないということなんですかね。

議長（二見裕子君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） 必ずずれないというふうにはちょっとお約束はできないんですけども、資材の入り次第とかもございますので、必ずとは言えないんですけど、6月を目指していきいたいと思っております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

老人福祉センターを利用されている方はたくさんいらっしゃいまして、今、公民館、町民ホールも改修している中で、利用されている老人福祉センターも利用できないというところで重なってきて、やっぱりちょっとどこが使えるのという感じでご相談とかもいただいております。早く改修できたらなというふうに思っております。6月を目指して改修が完了できますことをよろしく願いしたいと思います。すみません、ありがとうございます。

議長（二見裕子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

議長（二見裕子君） ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「13時54分」閉会）

---

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

二見裕子